

# 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の

## 第2回点検結果について

### はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成するため、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）が制定されました。循環型社会の形成は、地球温暖化対策などの他の環境分野とも密接に関わりながら、環境基本法（平成5年法律第91号）の目指す持続可能な社会の構築に直接つながるものです。

循環基本法は、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定することを規定しており、15年3月「循環基本計画」が閣議決定されました。

この循環基本計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとして、循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向を示しています。

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向について政府に報告することとされています。昨年度、当部会では、第1回目の点検を実施し、これを受け、17年2月、中央環境審議会議長が環境大臣に対し第1回目の点検結果を報告し、同月、政府は閣議においてこれを報告しました。

第2回目となる今回の点検においては、17年8月から、関係者のヒアリングも踏まえながら、4回にわたって集中的に審議を行い、この点検結果を取りまとめました。

今回の点検は、計画策定の翌々年度（16年度）において実施された施策の進捗状況について実施しています。ただし、循環型社会形成のための数値目標については、統計情報の取りまとめ・公表時期の関係から、まだ15年度の値までしか集計できない項目も多いため、昨年度と同様に最新の統計情報を活用しつつ、可能な限り直近の動向を把握するよう努めました。

今回の点検報告、そして今後の点検の積み重ねにより、循環型社会の形成に向けた施策が総合的、効果的に発展していくことを期待しています。

## 循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

### 1 物質フロー指標に関する目標

(表1 物質フロー指標に関する目標)

目標年次：平成22年度

指 標	資源生産性	循環利用率	最終処分量
目 標	約39万円/ト	約14%	約28百万ト

#### (1) 現 状

資源生産性は、平成15年度で約31.6万円/ト(12年度約28.1万円/ト)であり、12年度と比べ約12.4%上昇しました。

循環利用率は15年度約11.3%(12年度約10.0%)であり、12年度と比べ約1.3ポイント上昇しました。

最終処分量は15年度約40百万ト(12年度約57百万ト)であり、12年度と比べ約29.8%減少しました。

- ・ 資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指し、一定量当たりの天然資源等投入量から生じる国内総生産(GDP)を算出することによって、産業や人々の生活がいかにも物を有効に使っているか(より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか)を総合的に表す指標です。

- ・ 循環利用率(=循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))

社会に投入される資源(天然資源等投入量)のうち、どれだけ循環利用(再利用・再生利用)された資源が投入されているかを表す指標です。

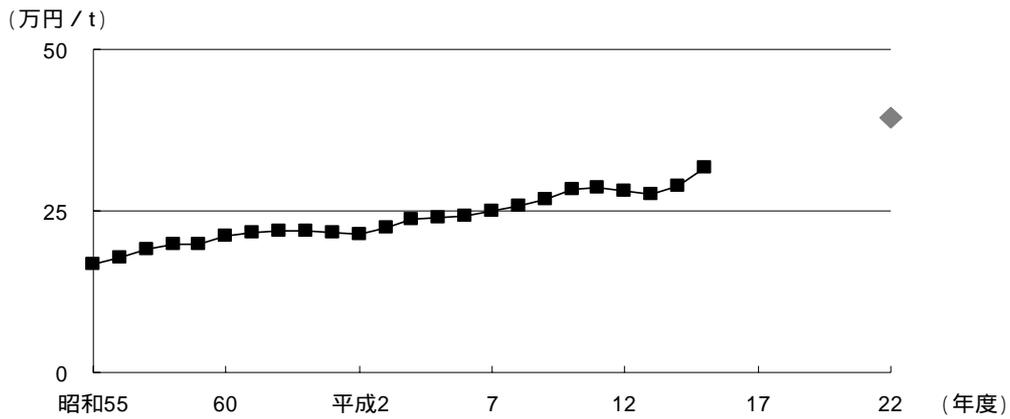
- ・ 最終処分量

廃棄物の埋め立て量です。廃棄物の最終処分場のひっ迫という喫緊の課題にも直結した指標です。

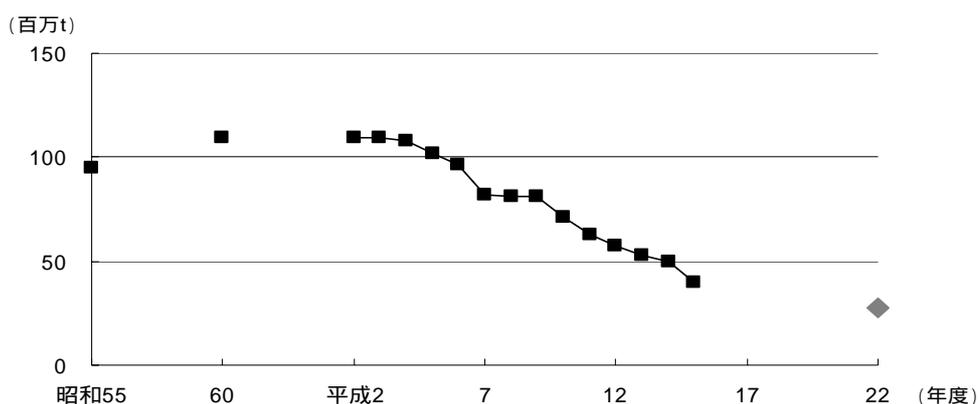
(表2 資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移)

		2年度	12年度	14年度	15年度	2年度比	12年度比
資源生産性	万円/ト	21.4	28.1	28.9	31.6	+47.7%	+12.4%
	%	7.4	10.0	10.2	11.3	+3.9ポイント	+1.3ポイント
最終処分量	一廃 (百万ト)	20	12	10	10	50.0%	16.7%
	産廃 (百万ト)	89	45	40	30	65.3%	33.3%
	合計 (百万ト)	109	57	50	40	63.3%	29.8%

資源生産性 (万円 / t)



## 最終処分量（百万 t）



### (2) 評価と課題

資源生産性は、12、13年度に一旦下降し、その後、上昇傾向となっています。

資源生産性を10年単位の幅で見るとおおむね上昇の傾向にありますが、天然資源等投入量は年度によって上下動はあるもののほぼ横ばいの状況にあることから、この上昇要因にはGDPの上昇が大きく寄与していると考えられます。このことは、生産工程における省エネ・省資源や製品の高付加価値化、あるいは産業構造の変化（製造業からサービス業へのシフト等）等によるものと推測されますが、今後、一層の検討が必要です。（注）

また、12、13年度における上下降の主な原因は、天然資源等投入量のうち、大きな割合を占める「岩石」、「砂利」の投入量が一時的に大幅な増加をしたことであり、この大幅な増加は大規模公共工事による影響が大きいと考えられます。

資源生産性の評価に当たっては、今後とも天然資源等投入量等について、補助的な指標の検討を行うこと等を通じて、内容の分析を行う必要があります。

循環利用率においても、13年度に一旦下降し、その後、上昇傾向となっています。

循環利用率も10年単位の幅で見るとおおむね上昇の傾向にありますが、天然資源等投入量がほぼ横ばいであることから、この要因は主に循環利用量の増加にあります。

また、13年度の下降の原因は、鉄くず等の循環資源の急激な海外への輸出の増加と考えられます。こうした循環資源の輸出入については、その的確な把握の方法や管理の考え方を検討していく必要があります。

最終処分量は、引き続き減少しており、目標達成に向けて着実に進展していると考えられます。

なお、15年度の最終処分量の減少には再生利用量の増加等による産業廃棄物の最終処分量の減少が大きく寄与しており、一般廃棄物の最終処分量は産業廃棄物と比べると減少の幅が小さくなっています。

以上のことから、物質フロー指標は、傾向として良好に推移しておりますが、上記のような様々な動向等を的確に把握していくことが重要であり、今後は、物質フロー指標を基本としながら、種々の補助指標等によりより細かく分析していく必要があります。

なお、今回の評価は、15年度の状況をもとにしておりますが、物質フロー指標は、公表された多種の統計データを利用・統合していくため、入手、算出に時間がかかります。今後の循環基本計画の点検作業や、将来の見直し作業に物質フローの動向を迅速に反映させていくため、次回点検では最新の動向や将来の方向を推計できる新たな工夫を検討することが重要です。

(注) 国立環境研究所で考案された要因分析式による資源生産性の変動要因分析の一試算によると、7年から14年までの資源生産性の伸び4.1万円/tのうち、生産工程における省エネ・省資源や製品の高付加価値化によると推測されるものが2.0万円/t、産業構造の変化等によると推測されるものが2.3万円/t、その他-0.2万円/tと試算されています。

## 2 取組指標に関する目標

(表3 1 取組指標に関する目標)

目標年次：平成22年度

取組区分	取組指標	取組目標
循環型社会に向けた意識・行動の変化	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ	(アンケート調査結果として) 約90%
	これらの具体的な行動をとる	(アンケート調査結果として) 約50%
一般廃棄物の減量化	1人1日当たり家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く)	12年度比約20%減
	1日当たりに事業所から排出するごみの量(資源回収されるものを除く)	
産業廃棄物の減量化	最終処分量	2年度比約75%減
グリーン購入の推進	組織的なグリーン購入の実施	(アンケート調査結果として) 全ての地方公共団体 約50% 上場企業 1 約50% 非上場企業 2 約30%
環境経営の推進	環境報告書の公表	(アンケート調査結果として) 上場企業 約50% 非上場企業 約30%
	環境会計の実施	
循環型社会ビジネス市場の拡大	市場規模	9年比2倍
	雇用規模	

1 上場企業：東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業(以下同じ)

2 非上場企業：従業員500人以上の非上場企業及び事業所(以下同じ)

### (1) 現 状

#### 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

ア 平成16年度の内閣府のアンケート調査において、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ」に関連する質問への肯定の回答は、77%~95%でした。また、17年度内閣府が行ったアンケートで「これら具体的な行動をとる」に関連する質問への肯定の回答は、11%(「友人や知人と、不用品を融通しあう」)~55%(「詰め替え製品をよく使う」)でした。

なお、アンケート調査項目のうち「行動」に関する質問においては、具体的な取組をあげ、回答を得ているところですが、設問内容によってはその取組を行うことが難しいものもあります。質問と回答の傾向を俯瞰して循環型社会形成へ向かっているのか判断する必要があります。

(表3-2 意識・行動の変化)

意識		(単位：%)
設 問 項 目	16年度	
消費者が環境のことを考えて商品を購入するようになれば、企業の環境保全の取組が促進されると思う	92	
商品を購入する際に、ごみ・資源・エネルギーなど環境のことを考えている	77	
ごみ問題と消費生活との関係に関心がある	95	

出典：国民生活モニター調査（内閣府調査：17年2月公表）

## 行動

(単位：%)

設 問 項 目	17年度	13年度
詰め替え製品をよく使う	55	47
買いすぎ、作りすぎをせず、残り物は上手に使い切って、生ごみは少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている	39	32
すぐに流行遅れになったり飽きたりしそうな不要なものは買わない	37	37
レジ袋などをもらわないようにしたり（買い物袋を持参する）、簡易包装を店に求めている	32	29
壊れにくく、長持ちする製品を選ぶ	32	34
壊れたものは修理して何度でも使う	29	29
使い捨て製品を買わない	28	23
無駄な製品をできるだけ買わないよう、レンタル・リースの製品を使うことを心がける（注）	22	5
生ごみをたい肥にしている	22	28
友人や知人と、不用品を融通しあう	11	12

(注)平成13年度調査では「レンタル製品をよく使う」となっている。

出典：17年度：環境問題に関する世論調査（内閣府調査：17年11月公表）

（無作為抽出による全国20才以上の者3,000人対象）

13年度：循環型社会の形成に関する世論調査（内閣府調査：13年7月公表）

（無作為抽出による全国20才以上の者5,000人対象）

\*13年度調査を基に、取組指標が設定された。

## 廃棄物等の減量化

### ア 一般廃棄物の減量化

(ア) 1人1日当たりの家庭からのごみの排出量(資源回収されるものを除く。)は、15年度で607g/人日で、12年度(633g/人日)と比べ4.1%減少しました。

(イ) 1日当たりの事業所からのごみの排出量(資源回収されるものを除く。)は、15年度で9.3kg/日で、12年度(9.9kg/日)と比べ6.1%減少しました。

(表3-3 一般廃棄物の減量化)

		12年度	13年度	14年度	15年度	12年度比
1人1日当たり家庭からの排出量 (資源回収されるものを除く)	g/人日	633	634	618	607	-4.1%
1日当たり事業所からの排出量 (資源回収されるものを除く)	kg/日	9.9	9.3	9.3	9.3	-6.1%

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等(15年度実績)

#### 注) 廃棄物処理法に基づく基本方針との違いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)においては、「一般廃棄物について、平成9年度に対し、平成22年度において排出量を5%削減」することとされています。この目標は、我が国全体の一般廃棄物の総排出量に着目したものです。これに対し、取組目標で言うところの1日当たり20%減の目標は、分別収集も国民一人ひとりの具体的行動の表れであることから、資源回収されるものを除いた上で、国民一人ひとりや事業者ベースに換算したものです。

### イ 産業廃棄物の減量化

15年度の最終処分量は、30百万トﾝで、2年度と比較して66%減少しました。

(表3-4 産業廃棄物の減量化)

		2年度	12年度	13年度	14年度	15年度	2年度比
総排出量	万トﾝ	39,500	40,600	40,000	39,300	41,200	+4.3%
再生利用量	万トﾝ	15,100	18,400	18,300	18,200	20,100	+33.1%
減量化量	万トﾝ	15,500	17,700	17,500	17,200	18,000	+16.1%
最終処分量	万トﾝ	8,900	4,500	4,200	4,000	3,000	65.3%

出典：産業廃棄物の排出及び処理状況等(15年度実績)

## 循環型社会ビジネスの推進

### ア グリーン購入の推進

- (ア) 地方公共団体における16年度のグリーン購入の実施率は42%で、前年度の38%と比較して4ポイント増加しました。
- (イ) 企業における16年度のグリーン購入の実施率は、上場企業で33% (15年度29%)、非上場企業で21% (同22%)であり、前年度と比べ、上場企業で4ポイント上昇する一方で、非上場企業で1ポイント減少しました。

(表3-5 地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況)

	15年度	16年度
合計	38%	42%

出典：平成16年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査（環境省調査：17年6月公表）

(表3-6 企業におけるグリーン購入の取組状況)

	15年度	16年度
上場企業	29%	33%
非上場企業	22%	21%

出典：平成16年度環境にやさしい企業行動調査（環境省調査：17年9月公表）

### イ 環境経営の推進

- (ア) 16年度の環境報告書の公表率は上場企業で45% (15年度39%)、非上場企業で21% (同17%)であり、前年度と比べ、上場企業で6ポイント、非上場企業で4ポイント増加しました。
- (イ) 同様に、環境会計の実施率は上場企業で37% (同32%)、非上場企業で21% (同17%)であり、前年度と比べ、上場企業で5ポイント、非上場企業で4ポイント増加しました。

(表3-7 企業の環境報告書・環境会計の取組状況)

環境報告書	15年度	16年度	環境会計	15年度	16年度
上場企業	39%	45%	上場企業	32%	37%
非上場企業	17%	21%	非上場企業	17%	21%

出典：平成16年度環境にやさしい企業行動調査（環境省調査：17年9月公表）

注) 環境報告書は、「作成・公表している」と答えた企業の割合  
環境会計は、「既に導入している」と答えた企業の割合

## ウ 循環型社会ビジネス市場の拡大

15年における市場規模は約21.7兆円、雇用規模は約61.6万人と推計されています。なお目標の基準年である9年における市場規模は約11.8兆円、雇用規模は44.2万人と推計されています(11年度調査。ただし、今回調査とは、循環型社会ビジネスの対象分野の範囲が異なっており、単純には比較できない。)

(表3-8 循環型社会ビジネスにおける市場規模・雇用規模)

	平成9年	平成12年	平成15年	対9年比
	市場規模 (億円)	118,112	207,962 (114,916)	216,517 (126,720)
雇用規模 (人)	441,517	566,295 (413,550)	616,118 (473,665)	1.40 (1.15)

出典：我が国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測について(環境省調査：15年5月公表)の手法により推計

注)：( )内は、9年推計値との比較を行うために、9年推計値ではデータが無く推計されていなかった分野である「機械・家具等修理」及び「住宅リフォーム・修繕」を除外した値

## (2) 評価と課題

循環型社会形成に向けた意識・行動の変化については、アンケート調査では、廃棄物の減量化等への意識は高い水準にあるものの具体的な行動ということとなると依然として低い割合になっており、身近な具体的な問題となっていないことが伺えます。

なお、意識・行動の変化に係る進捗状況の把握はアンケート調査によるものとされていますが、アンケート調査による回答は、その調査方法、調査内容等により一定のバイアスがかかりうるものであり、統一的・定点的なアンケート調査の実施とあわせ、今後はより客観的・定量的な意識・行動の把握方法を補助的指標等として検討すべきです。

一般廃棄物の減量化については、資源回収されるものを除いた1人1日当たりの家庭からの排出量及び1日当たり事業所からの排出量とも、22年度における12年度比約20%減の目標に比べ、順調に進んでいるとは言い難い状況です。

廃棄物処理法に基づく基本方針に定められた一般廃棄物の排出量の目標は、9年度に対し、22年度において排出量を約5%削減することとなっていますが、この一般廃棄物の総排出量も近年横ばいの傾向にあります。

循環基本計画で定められた目標は、国民が具体的に取り組む上で分かりやすい目標であることを念頭に置いているため、分別収集により資源として回収されるものも国民の具体的な取組の表れのひとつであるとの考え方から、資源回収されるものを除いた指標を用いています。このため、今回の微減分は資源化量の増加によるものと考えられます。

今後とも買い物の際に買い物袋を持参したり、簡易包装の商品を選択するといった家庭における一般廃棄物の発生抑制などの減量化をより一層進める必要があり、それを可能にし、

さらに発生を回避していく社会経済システムの整備が重要です。

産業廃棄物の減量化については、15年度、特に再生利用量が増加するなどにより、最終処分量が大幅に減少しました。今後ともその推移を注視しつつ、横ばい傾向で推移している総排出量への対策として、製品の製造、流通、使用段階における資源のさらなる有効利用等発生抑制への取組も進めていく必要があります。

グリーン購入の実施率は15年度に比べ微増しています（ただし、地方公共団体では町村合併等のため母数に変動あり）。その規模別では、都道府県が100%であるのに対し、区市68%、町村25%と規模が小さい地方公共団体ほど低い傾向にあります。また、実際の取組の内容も地域によって差があると考えられます。今後とも、こうした実態を的確に把握するとともに、地域における地方公共団体についての役割の重要性に鑑み、取組の一層の強化が期待されます。

また、企業においては、上場企業で実施率が増加しているものの非上場企業ではほぼ横ばいの状況であり、非上場企業を中心に一層の取組の強化が期待されます。

環境経営の推進については、環境報告書の公表率、環境会計の実施率は、上場企業・非上場企業ともに向上しており、引き続き取組が進むことが期待されます。

循環型ビジネス市場の拡大については、12年と比し15年では市場規模では1.04倍、雇用規模では1.09倍となっています。取組目標は9年比で市場規模、雇用規模ともそれぞれ2倍となっており、15年では9年比で、市場規模では1.83倍、雇用規模では1.40倍となっています。

以上を通じてみると、廃棄物のリサイクルは進んでいるものの、依然として、排出量の削減は十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

国民については、その意識は高いもののその意識が廃棄物の減量に結びついておらず、これを実践的な取組に結び付けることが課題です

地方公共団体においては、グリーン購入の取組について、より一層の強化が期待されます。

企業においては、上場企業を中心にグリーン購入や環境経営の取組などが進んでおり、その一層の進展が期待されます。

## 国の取組の状況

### (1) 現状

自然界における物質循環の確保

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づくバイオマスの総合的な利活用に向けた検討や取組が進められています。

## ライフスタイルの変革

環境教育・環境学習については、関係府省が連携して推進の取組が進められています。また関係府省において、循環型社会に向けたライフスタイルの提案や3Rの推進など様々な普及啓発の取組が実施されています。

なお、学校教育の現場においては、文部科学省が定める学習指導要領で、例えば小学校第3学年及び第4学年の「社会」において、廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわりを学ぶことを掲げるなど、各学校で様々な取組が実施されています。

## 循環型社会ビジネスの振興

ア 国の各機関において事業者・消費者としてのグリーン購入の取組が実施されています。

イ 環境配慮型製品の普及促進のため、環境ラベリングなどによるグリーン製品の情報提供や環境JISの制定が進められています。

ウ 経済的手法に関し、ごみ処理の有料化の在り方について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、循環型社会形成のための一般廃棄物処理の在り方に関する検討の一環として検討が進められ、平成17年2月、意見具申がまとめられました。この意見具申を踏まえ、同年5月、廃棄物処理法に基づく基本方針が改正され、国の役割として、一般廃棄物の処理に関する有料化の進め方を示すことなどを通じて、有料化を行う地方公共団体の取組を支援しています。

エ 事業者の環境保全への配慮に関し、16年5月成立した「環境情報の提供の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）に基づき、17年4月施行に向けて関係政令等の制定が行われ、環境報告書の作成、公表などの取組がさらに促進されています。その他環境管理や環境会計の導入など自主的取組の普及が促進されています。

オ 産業廃棄物処理業者の優良性を評価する制度について17年3月、廃棄物処理法施行規則が改正され、評価基準に適合する産業廃棄物処理業者に対する許可申請書類の一部免除措置を講じるなど各種手続きの合理化措置が実施されています。

カ 科学技術の振興については、廃棄物処理・リサイクル等に関する先進的な研究開発への支援が行われています。

## 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

ア 廃棄物の不適正処理や不法投棄への対応として、16年9月、廃棄物処理法施行令の改正により、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書類備え付けの義務化

導入が実施され、さらに 17 年 5 月廃棄物処理法の改正により産業廃棄物管理票の運用の厳格化と悪質な処理業者への罰則の強化を実施しました。

イ 17 年 2 月の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の意見具申を踏まえ、一般廃棄物の適正かつ最適な循環的利用と処分体制の構築に向けた施策を位置づけるべく、廃棄物処理法に基づく基本方針を 17 年 5 月に改正しました。

ウ 製品ごとの特性に応じた措置として、容器包装、家電製品等の個別品目ごとのリサイクル法が施行されており、これらについて、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）の評価・検討を皮切りに、順次見直しが行われることとなっています。

エ 容器包装リサイクル法については、現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル対策部会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ等において、その評価と見直しに関する審議が行われています。

オ また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号）が 17 年 1 月 1 日に完全施行され、新たなリサイクル制度の下、使用済自動車のリサイクル・適正処理が行われています。

カ 自動車用バッテリーのリサイクルシステム構築の検討が産業構造審議会と中央環境審議会の合同で行われ、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の指定再資源化製品として指定する等を盛り込んだとりまとめを進めています。また、FRP 船及び消火器については、廃棄物処理法における一般廃棄物の広域認定品目として定められ、現在、事業者によるリサイクルシステムの稼働に向けた準備が進められています。さらに、エアゾール缶については、事業者と地方公共団体の間で適正処理及びリサイクルの促進に向けた検討が行われています。

キ 廃棄物処理・リサイクルガイドライン（産業構造審議会）等により、事業者の自主的な取組が促進されています。

ク 「廃棄物・リサイクルガバナンス ガイドライン」（産業構造審議会）の普及に向けて、各種事業者団体への説明や中小企業内人材の育成支援、セミナー等を通じて、企業における廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に取り組んでいます。

ケ 建設廃棄物等の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）などに基づく対策が進められています。

コ 不法投棄や不適正処理への対策については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 98 号）に基づき、不法投棄による生活環境保全上の支障の除去等の技術的・財政的な支援が実施されています。また、廃棄物が適正に運搬、処理されたことを確認するためのマニフェスト制度の普及促進の取組が進められています。

サ 廃棄物等の不適正な輸出入の防止のため、「特定有害廃物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成 4 年法律第 108 号）及び廃棄物処理法に基づき、所要の措置が講じられています。また、アジア諸国との連携緊密化のための有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク構築の取組等が進められています。

また、循環資源の越境移動の現状やアジア各国における循環型経済社会の構築に向けた取組等について、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループにおいて検討を行い、16 年 10 月に報告書を取りまとめました。

シ 17 年 4 月、東京において、G 8 諸国を含む 19 の国、E C と 4 国際機関が参加した 3 R イニシアティブ関係閣僚会合が開催され、小泉首相は「3 R を通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画」（ゴミゼロ国際化行動計画）を発表しました。この計画では主にアジア地域での循環型社会形成の様々な取組が提唱されており、その具体化が検討されています。これを受けて、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では 17 年 10 月に、国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会が設置され、我が国の廃棄物・リサイクル対策の経験を各国に発信するとともに、アジア地域において環境保全上適正な物質循環を確保するための具体的方策について検討が行われています。

#### 循環型社会を支えるための基盤整備

ア 循環型社会を支える基盤として、17 年度からは、従来の公害対策としての廃棄物処理施設整備への補助金が廃止され、循環型社会形成のための広域的・総合的な取組を進める新たな制度として「循環型社会形成推進交付金制度」が設けられています。この制度は、市町村等が廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等に関する戦略的な目標を設定し、それを達成するために必要な廃棄物処理やリサイクル施設の整備、関連する計画支援事業に必要な資金を交付するもので、国と地方の新たな連携のもと、循環型社会の形成が進められています。

イ また、エコタウン事業によりリサイクルの拠点整備への支援が行われています。

ウ 静脈物流については、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成が進められています。

エ 廃棄物発生量等のデータ整備については、一般廃棄物、産業廃棄物に関するデータが毎年公表されており、その公表時期の早期化の取組が行われています。

オ 環境教育・環境学習の指導者養成のための研修の実施や人材認定等事業の登録制度の運用などにより、人材育成が進められています。また、地球環境パートナーシッププラザの活用や地方環境パートナーシッププラザの設置、優秀な環境政策提言の行政施策への反映などにより、NGO・NPOとの協働の取組が進められています。

## （２）評価と課題

G8サミットにおいて3Rイニシアティブが合意され、循環型社会づくりは国際的な視野も踏まえて進めていくという新しい段階に入ったと言えます。我が国で循環型社会の実現に向けた取組を着実に進め、その成果をアジアへ、そして世界へ発信していくことが必要です。

我が国における循環型社会構築に向けた取組の一環として、容器包装リサイクル法の見直しのための検討が進められてきました。また、家電リサイクル法などの見直しも順次予定されており、循環型社会形成基本法の理念や方針にしたがって、これらの制度の見直しを進めていくことが必要です。また、17年度新たに設けられた「循環型社会形成推進交付金制度」の活用などにより、循環型社会への変革を加速していくことが重要です。

国際的取組については、3Rイニシアティブ閣僚会合において発表された「ゴミゼロ国際化行動計画」に沿って、開発途上国の支援、国際協調の推進等の取組を強化し、適正な国際資源循環の確保に向けた取組を進めていくことが重要です。

こうした内外における循環型社会形成の取組を効果的に進めていくために、関係府省の連携を一層強化し、施策相互の調整を進めていくことが重要です。

同時に、国民の積極的な行動を促し、様々な関係者の連携による取組を進めていくために、具体的行動に関する情報提供を行うなど、循環型社会に向けた情報発信をより強力に進めていくことが必要です。

## 各主体の取組状況

### 1. 国民

#### (1) 現 状

循環基本計画においては、国民は、「消費者、地域住民として、自らも排出者であり、環境負荷を与えていることを自覚して」行動するとともに、「循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていく」ことが期待されています。

取組指標におけるアンケート調査では、国民の意識は高いもののそれが行動に結びついていないことが表れています。また、一般廃棄物の減量化においても、1人1日当たりの家庭からの排出量(資源回収されるものを除く)は、目標に比べ進捗がはかばかしくありません。

#### (2) 評価と課題

一般廃棄物の総排出量は、近年ほぼ横ばいの状況であり、1人1日当たりの家庭からの排出量の減少は、主に資源回収されるものが増加していることによるものと考えられます。また、行動に関するアンケート調査においても、「詰め替え製品をよく使う」が比較的高い割合なのに比べ、「友人や知人と不用品を融通しあう」や「レンタル・リースの製品を使うことを心がける」等が低くなっています。

資源回収量の増加は、市町村を中心とした分別回収の努力の表れと考えられ、また、行動に関するアンケート調査の結果で「詰め替え製品を使う」が高い割合なのも、洗剤、シャンプー等にみられる多種の詰め替え製品の増加等により比較的取組がしやすいことによるものと考えられます。それに対し、「友人や知人と不用品を融通しあう」等が低い割合なのは、「近所づきあい」が希薄になってきている等別の社会的要因の存在が考えられます。このことから、高い国民の意識を行動に結びつける何らかの契機や仕組みの必要性が窺えます。

### 2. NPO・NGO

#### (1) 現 状

環境保全活動を行うNPO・NGOを対象(メールアドレスが確認できる1,614団体を対象に実施。回答率25%)に今回(17年9月)「循環型社会形成推進基本計画で期待されるNPO・NGOの取組についてのアンケート」を実施しました。これによれば、「循環型社会形成に関する活動を行っている」と答えた団体は78%に達し、その活動内容は、「環境教育や環境学習」(52%)、「クリーンアップなど美化清掃活動」(28%)、「調査研究」、「情報の提供・普及啓発」(共に26%)となっています。

その一方で、循環基本計画の内容を知っているかという問いに対しては、「おおよそ知っている」(43%)、「よく知っている」(12%)でした。

同結果によれば、循環型社会形成の活動を行っている団体で活動の連携相手としては、「地方公共団体」(76%)、「NGO・NPO」(75%)、「事業者・事業者団体」(57%)次いで「有識者・専門家」(56%)となっています。

市町村の廃棄物減量化に関する計画づくりへの参加、企業との協力によるごみの発生抑制の仕組みづくり、関係者との協働による循環型の地域づくりなど、パートナーシップにより実効ある活動が NPO・NGO の参画により行われてきています。

地域に密着し地域の特性を生かした取組やイベント会場などにおけるリターナブル容器の導入やリユースびんの普及などの先進的な取組も展開されています。例えば、今回、京都府と福島県で地方ヒアリングを実施しましたが、京都府においては、都市における家庭の生ゴミ堆肥化・循環システムの実験が NPO で行われています。また、福島県においても旅館の食品残さの堆肥化・無農薬野菜の旅館への食材提供の取組、古着リサイクルを通じた障害者自立支援や海外支援の取組が行われています。

アンケート結果では、循環型社会形成に関する活動を充実させるために必要なものとして、「活動資金の確保」(60%)、「スタッフの確保」(46%)を掲げており、国に期待する支援策としても「資金の援助」(57%)、「情報交換の場や機会の提供」(37%)、「資金、拠点、人材等に関する情報整備と情報提供」(34%)となっています。

## (2) 評価と課題

今回実施したアンケート調査においては、循環型社会の形成に関する活動を行っているとする NPO・NGO は 78% に達する一方で、循環基本計画を「おおよそ知っている」、「よく知っている」あわせて 55% に止まりました。

また、循環型社会形成に関する活動を行っている団体の 76% は地方公共団体との連携を掲げていますが、その連携内容は、活動の直接の連携相手とするものは 21% であり、施設や設備の借用をあげる団体は 48% でした。

NPO・NGO が行政に期待することとして、資金面での援助(57%)に続き、「情報交換の場や機会の提供」、「資金、拠点、人材等に関する情報整備と情報提供」、「行政情報の提供」といった各種情報を入手するための支援を求めています。

NPO・NGO は、循環型社会形成のための地域の環境保全の実践活動や環境教育の担い手として大きな役割を果たすことが期待されているところですが、アンケート調査の結果、循環基本計画の認知度に代表されるように、必要な情報が十分に伝達、活用されているとは言い難い状況にあります。こうした情報は、様々な主体との連携の基本となるものであり、関係主体は NPO・NGO の実情をよく把握しながらきめ細かな情報発信を行う必要があります。

### 3．事業者

#### (1) 現 状

産業廃棄物の排出状況等に表れているとおり、平成15年度、最終処分量が大幅に減少しましたが、これには再生利用量の増加が大きく寄与しています。事業者の自主的な取組を促進するための廃棄物処理・リサイクルガイドライン(産業構造審議会)のフォローアップをみても削減目標に対し一定の成果をあげていると考えられます。また、例えば、鉄鋼業界においては、鉄鋼の生産に伴う副生物の98%が再資源化されセメント原料などに利用されており、さらに、スチール缶のリサイクル率は15年度実績で88%と世界トップレベルです。

一方、産業廃棄物の総排出量をみると、近年の傾向はほぼ横ばいで推移しています。

環境経営の取組状況を見ると、環境配慮促進法の制定もあり、16年度の環境報告書作成企業数は801企業(作成割合32%)(15年度作成企業数743企業(作成割合27%))、グリーン購入の取組状況は、26%(15年度25%)、何れも前年度と比較して向上しています。

工場・事業場単位での廃棄物のゼロエミッションへの取組が各地で行われています。また、地元の地方公共団体やNGO等と共同してリサイクルへの取組を行っている企業やリサイクル活動と海外支援等を結びつけて取組を進めている企業など様々な循環型社会形成のための取組が模索されています。

#### (2) 評価と課題

産業廃棄物の排出状況等にも表されているとおり、再生利用量等の増大とそれに伴う最終処分量の減少は、廃棄物対策に積極的に取り組んでいる企業が増加していることを表しています。一方で産業廃棄物総排出量の削減は進んでおらず、資源の有効利用の観点から、リサイクルしやすい製品の開発も含め省資源、長寿命化に配慮した製品の製造、流通、使用の促進等発生抑制の取組を今後とも進める必要があります。

グリーン購入や環境報告書の作成状況でも事業者の取組は着実に進展しており、今後とも一層の進展が期待されます。しかしながら、昨年度の点検時と同様、非上場企業では、上場企業に比べ取組が進んでいません。

廃棄物総排出量の削減につながるゼロエミッションなど企業の廃棄物対策への先進的な取組も広がりつつありますが、これらの取組は、循環型社会形成のために一層の進展が期待されるものであり、取組内容等の情報を積極的に公開し、幅広い情報の共有化により、より一層の普及を進めていくことが重要です。

### 4．地方公共団体

#### (1) 現 状

昨年度に引き続き、47都道府県及び14政令市において、循環基本計画を踏まえた、地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定状況調査を実施しました。その結果、

ア 「計画を策定している」が 14 団体（昨年度 13 団体）、「内容を網羅する他の計画を策定」が 23 団体（昨年度 16 団体）で、「策定していない」が 24 団体（昨年度 31 団体）となっています。

イ 策定していない団体の内訳を見ると、「策定予定」として 6 団体（昨年度 7 団体）、「内容を網羅する他の計画を策定予定」として 15 団体（昨年度 10 団体）、「策定予定なし」とする団体が 3 団体（昨年度 14 団体）という結果です。

地方公共団体に対し、循環型社会形成のため特に力を入れて取り組んでいる重点施策について調査したところ、3R 推進やグリーン製品推奨等のための「エコショップ認定制度」や「リサイクル製品認定制度」、「技術開発への支援」あるいはライフスタイルの見直しのための「マイバッグキャンペーン」を掲げる地方公共団体が多くなっています。また、これらの取組は他の主体との連携により実施されている例が多くなっています。さらに、一部先進的な地方公共団体では、自治会単位等で地域住民の協力を得て廃食用油の回収を行うなど様々な取組が展開されていますが、いずれの地方公共団体においても、普及啓発の方法等について模索している例が多いと見受けられます。

## （２）評価と課題

地域における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定が期待されていますが、この点での取組は昨年度の点検と比し、かなりの進展がみられました。まだ未策定の地方公共団体においても、循環基本計画の趣旨を理解しながら地域の実情を踏まえた検討を進めており、今後ともより一層の進展が期待されます。

各地方公共団体においては、循環型社会形成のための様々な取組が模索されています。この取組の進展に当たっては、情報の積極的な提供と他の地域あるいは他の主体との情報共有を進め、そのうえで、地域の実情に合った施策を展開していくことが効果的と考えます。また、特に市町村においては、地域住民の積極的な活動と連携しながら普及啓発等実践的な取組を進め、地域社会での総合的・計画的な取組についてのコーディネーターとして各主体をつなぐような場づくりを図り、パートナーシップの下で施策を展開することが期待されています。

17 年 2 月の中央環境審議会の意見具申を受け、17 年 5 月、廃棄物処理法に基づく基本方針が改正され、国の役割として、一般廃棄物の処理に関する有料化の進め方が示されました。地方公共団体においてはその地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入の推進が期待されます。

## 全体的評価と課題

### （１）物質フロー指標に係る進捗状況

物質フロー指標に関する目標に係る進捗状況を見ると、「出口」の指標である最終処分量は引き続き減少しており、目標に向けた着実な進展が見られます。

「入口」の指標である資源生産性は、平成13年度に一時的な落ち込みはあったものの、その後、上昇傾向に転じています。「循環」の指標である循環利用率においても13年度に一時的な落ち込みはあったもののその後、上昇傾向に転じています。資源生産性、循環利用率ともこのままの傾向でいけば、22年度の目標達成の可能性は高まっています。

しかしながら、2つの指標ともその内容を細かく分析してみると、様々な要因による影響に左右される場合があります。例えば資源生産性は、一時的な岩石等の採取に大きく影響を受ける可能性や産業構造の変化による影響の可能性等が否定できず、また循環利用率においても循環資源の輸出の増加による影響も否定できません。このような影響が循環型社会形成のためにどういう意味をもつか、今後とも補助的な指標等の導入を図りつつ、より詳細な検討が必要です。

## (2) 取組指標と各主体の取組の状況

国民の意識という観点からみると廃棄物減量化などに関する意識は高いものの、一般廃棄物の発生状況等をみると循環資源を除いた一人一日当たりの廃棄物排出量は順調に減少しているとは言い難く、国民の意識と取組の間に乖離がみられます。

NPO・NGOの取組に目を向けると、行政と連携して食品リサイクルや古着のリサイクルを行うなど地域の実情にあわせたユニークな取組を行っているNGO・NPOも増えています。ただ、NPO・NGOの多くは、資金面に加え、人材、情報等の課題も抱えています。

一方、事業者においては、リサイクルの進展により再生利用量が増加しています。また、上場企業と非上場企業との間で差はあるものの環境報告書公表等やグリーン購入の着実な進展がみられます。しかしながら、廃棄物の発生抑制という観点からは未だ十分とは言えず、今後ともリサイクルしやすい製品の開発を含む省資源、製品の長寿命化などの取組を進める必要があります。

地方公共団体においては、地域における循環基本計画の整備を進め、循環型社会形成のため様々な取組を進めていますが、その一方で市民に対する効果的な普及啓発・情報発信の方法等について、より一層の充実が望まれます。

国においては、関係省庁で循環型社会構築に向けた取組の一環として、各リサイクル法の見直しを始め様々な取組が進められていますが、こうした取組の効果的な推進のためには、関係省庁間の連携の一層の強化、さらには国民に対する情報発信の強化が必要です。

## (3) 今後の取組の方向

廃棄物減量化等循環型社会形成のための取組には、市民、NPO・NGO、事業者、行政のパートナーシップのもとで、その積極的な参加と役割分担が重要であり、各主体での意識の相違をできるだけ解消し、取組を一層効果的に推進していくため、関係主体それぞれ

れの取組の情報の発信、入手手法等を行政が積極的に関与して改善していくことが重要です。

各主体とも循環型社会形成のために率先して努力しているいわば「トップランナー」が存在しますが、その取組は社会の情報の渦に埋没しがちであり、これらの情報を積極的に引き出し、各主体に提供することによってより効果的な取組が可能になると考えられます。

そのためには、各主体のパートナーシップに基づいて、十分な意思疎通を行い、効果的な普及啓発・情報発信を行う基盤を整備すること、そして行政が積極的に調整機能を果たすことが必要です。

#### (4) 国際的な対応

3Rの推進は、我が国のみならず、東アジア等の持続可能な発展に不可欠な共通の重要課題です。我が国は、16年6月のG8シーアイランドサミットにおいて3Rイニシアティブを提唱し、同イニシアティブは17年4月の3Rイニシアティブ閣僚会合において開始されました。

同閣僚会合において発表した「ゴミゼロ国際化行動計画」では大きく分けて3つの取組が掲げられています。

第1には「ゴミゼロ社会を国内で実現し、その経験を世界へ発信」です。循環基本法に基づく目標の設定とそのレビュー、国内における3Rの取組をさらに強化することが掲げられています。

第2には「開発途上国のゴミゼロ化を支援」です。開発途上国に対し、人材育成、技術協力などの取組に対する支援の実施が掲げられています。

最後に「ゴミゼロ社会を世界に広げるための国際協力を推進」です。G8を中心とした関係諸国、UNEP、OECD等様々な国・機関と連携してごみゼロ化政策を展開すること、アジアにおけるごみゼロ化のための知識基盤・技術基盤を強化すること、さらには情報発信・ネットワーク化を通じてごみゼロ化の行動を促進することが掲げられています。

これらの取組を具体化するために、我が国の廃棄物管理・リサイクルにおける経験と諸外国、特に東アジア等の現状と課題のレビューの上に、環境保全の観点から地球規模、とりわけ東アジア等における適正な資源循環を確保するための具体的な方策を検討することが必要です。

#### (5) おわりに

昨年度に続き2回目の循環基本計画の進捗状況の点検を行いました。循環型社会の実現のため、国及び各主体の取組があるべき方向に向かっているのか、客観的データ等をもとに検証しました。今回の点検では、その過程が環境基本計画の見直し作業に反映されるなど、密度の濃い検証作業となりましたが、一方で、物質フロー指標、取組指標の検証を始め、その検証の手法には、更なる検討が必要となっています。今後とも、より精度の高い手法等を検討するとともに、その結果に基づき、循環型社会構築のためのありべき道筋を提示していきます。

## 個別法・個別施策の進捗状況

### 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適性に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</p> <p>廃棄物の排出量の増加や質の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p> <p>法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。(目標年度H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物 排出量4,900万t、再生利用量1,200万t、最終処分量640万t</li> <li>産業廃棄物 排出量4億5,800万t、再生利用量2億1,700万t、最終処分量3,000万t</li> </ul> <p>第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのリサイクル率21%</li> <li>ごみ減量処理率97%</li> <li>一般廃棄物処分場の残余年数の平成14年度水準維持</li> <li>し尿の衛生処理率を概ね100%</li> <li>浄化槽処理人口普及率11%、(以上、目標年度H19)</li> <li>PCB廃棄物の処理をH28年7月までに完了</li> </ul>	<p>大規模不法投棄の多発等の増加などの課題を踏まえ、廃棄物処理法の改正を行った。</p> <p>基本方針の目標に対する平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物 排出量5,400万t、再生利用量920万t、最終処分量850万t</li> <li>産業廃棄物 排出量4億1,000万t、再生利用量2億t、最終処分量3,000万t</li> </ul> <p>廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのリサイクル率 16% (H14年度)</li> <li>ごみ減量処理率 95% (H14年度)</li> <li>一般廃棄物処分場の残余年数 13年 (H14年度)</li> <li>し尿の衛生処理率 96% (H14年度)</li> <li>浄化槽処理人口普及率 8.1% (H15年度)</li> <li>PCB廃棄物保管量  <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧トランス 1.5万台</li> <li>廃PCB 93t</li> <li>柱上トランス 200万台 (H15年度)</li> </ul> </li> </ul>	<p>基本方針及び廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績値は前年度に比べ概ね目標値に近づいており、適正な廃棄物処理及びリサイクルが進んでいると認識。</p>	<p>今後とも、廃棄物に関する現状の変化に合わせ、適正な廃棄物の処理及びリサイクルの推進を目指して法律の運用を行う必要がある。</p> <p>H17年度には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の違反行為に対する罰則の強化等による不法投棄の撲滅などを目指して行った改正の円滑な施行を進めていく。</p>

### 2. 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>	<p>現在、各指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定省資源業種：5業種</li> <li>特定再利用業種：5業種</li> <li>指定省資源化製品：19品目</li> <li>指定再利用促進製品：50品目</li> <li>指定表示製品：7品目</li> <li>指定再資源化製品：2品目</li> <li>指定副産物：2副産物</li> </ul> <p>その他、以下の取組を実施</p> <p>自動車用バッテリーリサイクルシステム再構築に向けて、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会を設けて合同で議論を進め、報告書(案)の審議を行ったところ。</p> <p>パブリックコメントの結果を踏まえて、報告書を取りまとめ、それに基づき、資源有効利用促進法の政省令の改正を実施する予定。</p> <p>産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、平成17年8月に取りまとめを行った。希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質の情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の指定省資源化製品・指定再利用促進製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入すべく、平成18年夏頃を目途に改正政省令を施行する予定。</p>	<p>個別品目への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車バッテリーを指定再資源化製品に指定することに関する検討会を実施。</li> <li>平成15年10月に指定再資源化製品に指定した家庭用パソコンについては、着実な回収・リサイクルの取組が進展中。</li> </ul> <p>製品3R高度化ワーキンググループを設置し、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行ったところ。</p>	<p>今後とも、対象製品の追加等により、製品全体の包括的なリデュース・リユース・リサイクルの推進を目指すとともに、事業者からの実施計画提出などを通じて、制度全体の実効性の強化を継続的に進めていく。</p>

3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省	<p>家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割を担っている。</p>	<p>容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展している。 (平成16年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集量の合計 2,657,803(t) (前年度 2,626,089(t))</li> <li>・再商品化量の合計 2,580,780(t) (前年度 2,538,016(t))</li> </ul>	<p>分別収集量及び再商品化量は増加しており、特にペットボトル及びプラスチック製容器包装の伸びが大きい。</p> <p>容器包装リサイクル制度に対して多くの関係者からの理解と協力が得られ、制度はおおむね定着してきていると考えられる。</p>	<p>容器包装リサイクル法は、制定時の附則により、施行後10年を経過した場合において施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>これを踏まえて、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(容器包装リサイクル制度に関する拡大審議)及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGにおいて、御審議いただいている。</p> <p>今後は、更に議論を深め、御意見をまとめた上で予定となっており、法律改正により対応が必要な事項について、第164回国会に容器包装リサイクル法の改正案を提出する見込みである。</p>

4. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省	<p>廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。</p>	<p>家電4品目の回収台数は年々増加しており、施行は着実に定着している。</p> <p>過去3年間の廃家電4品目の回収台数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度 855万台</li> <li>平成14年度 1015万台</li> <li>平成15年度 1046万台</li> <li>平成16年度 1122万台</li> </ul> <p>平成16年度の再商品化実績(カッコ内は法定再商品化率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン 82% (60%以上)</li> <li>テレビ 81% (55%以上)</li> <li>冷蔵庫及び冷凍庫 64% (50%以上)</li> <li>洗濯機 68% (50%以上)</li> </ul>	<p>家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度はおおむね定着してきていると考えられる。</p>	<p>家電リサイクル法は、附則第3条において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、これを踏まえ、評価・検討を行う。</p>

5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	<p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成16年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品製造業 72% (前年度 69%)</li> <li>食品卸売業 41% (前年度 45%)</li> <li>食品小売業 28% (前年度 23%)</li> <li>外食産業 17% (前年度 17%)</li> <li>食品産業合計 45% (前年度 43%)</li> </ul>	<p>再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。</p>	<p>食品リサイクル法は、附則第2条において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされている。</p> <p>食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等を平成18年度末までに実施。</p>

6. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	法の施行より、対象建設工事における分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を義務付けた。 平成22年度における特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)の再資源化等率を95%とする。 特に、国の直轄事業においては、特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。	(特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化・縮減率) 再資源化・縮減率(14年度実績) ・アスファルト・コンクリート塊 99% ・コンクリート塊 98% ・建設発生木材 89%  (特定建設資材廃棄物(国の直轄工事)の再資源化・縮減率) 再資源化・縮減率(14年度実績) ・アスファルト・コンクリート塊 99.5% ・コンクリート塊 97% ・建設発生木材 89%	最新のデータが前回と同じであるが、平成17年度に実態調査を実施するため、その成果を踏まえ進捗状況に関する定量的な評価を行う予定。	アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。  建設発生木材 関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省 (関係府省) 環境省	自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。	本格施行 平成17年1月1日 行為義務、リサイクル料金の預託義務(引取時)等が発生 平成17年2月1日 リサイクル料金の預託義務(新車登録、継続車検時)が発生  周知・広報活動 ・17年1～2月 第2回中古車ディーラー・モーターズ・車体整備事業者等向け説明会 ・17年5～6月、18年1月 自動車リサイクル法関係行政連絡会議 ・その他 テレビCM(9月上旬に集中的に実施)、ラジオCM(7月から放送開始)、新聞広告(9月下旬)、雑誌広告、リーフレット(9月より約1,000万枚配布)、ポスター(9月より約15万枚配布)、その他(東京モーターショー、各自治体による環境イベント等に出席)  リサイクル料金の預託及び移動報告の状況(17年1～12月) ・リサイクル料金預託状況 預託台数 39,179,995台(1～12月計) 預託金額 3,701億円(1～12月計) ・移動報告の状況 引取行程 引取報告:2,661,935件、引渡報告:2,655,550件 フロン類回収行程 引取報告:2,162,727件、引渡報告:2,144,654件 解体行程 引取報告:2,725,363件、引渡報告:2,651,174件 破碎行程 引取報告:4,070,872件、引渡報告:3,995,228件  特定再資源化預託金による離島対策支援事業等の状況 平成17年度 74市町村、288,578千円	平成17年1月1日より自動車リサイクル法が本格施行され、施行から1年間で約389.2万台分のリサイクル料金が預託されると共に、約266万台が使用済み自動車として引き取られ、適正処理・リサイクルが実施された。	本年1月に自動車リサイクル法が本格施行れたところであるが、各事業者が制度・実務を十分理解した上で、法律遵守に取り組んでいただければ、また、一般自動車ユーザーに対しても、より一層の本制度への理解を深めていただくため、引き続き理解普及に努める(関係事業者に対する制度・実務の詳細に関する説明会の開催、また、自動車所有者・ユーザーに対しTV、ラジオ、新聞、雑誌等のマス広告に加え、ポスターやリーフレットの配布、シンポジウムの開催等の幅広い理解活動を実施)。  法施行後の使用済自動車の流通実態等の把握に努めるとともに、電子 manifests などの実務運営の面でも、関係事業者からの要望等を踏まえつつ、引き続き改善に努めていく。  法により達成すべきとされたシュレッダーダスト及びエアバッグ類のリサイクル率の確保を図る。

8. ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>ポリ塩化ビフェニル(以下、「PCB」)廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として制定。</p> <p>PCB廃棄物保管事業者の義務 PCB廃棄物を保管する事業者は、平成28年7月15日までにPCB廃棄物を処理すること、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事・政令市長に届け出なければならないこととしている。譲渡しと譲受けを原則禁止としている。</p> <p>国及び都道府県の義務 国はPCB廃棄物処理基本計画を策定し、都道府県は国の基本計画に則してその区域内のPCB廃棄物処理計画を策定することとしている。また、都道府県は、保管事業者からの毎年度の届出に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表することとしている。 また、環境大臣及び都道府県知事は、保管事業者の事務所その他に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができるとしている。</p> <p>PCB製造者の義務 PCB製造者等は、国及び地方公共団体が実施する施策に協力(PCB廃棄物処理基金への出せん等)することとしている。</p>	<p>PCB特別措置法に基づいて各都道府県・政令市より集められたPCB廃棄物届出データを集計し公表した。</p> <p>PCB拠点の広域処理施設の整備 日本環境安全事業株式会社を活用したPCB廃棄物の処理体制の整備を進めてきた。 現在、北九州、大阪、東京、豊田、北海道の全国5カ所において、拠点の広域処理施設の整備を進めており、北九州、豊田及び東京での処理が開始された。</p> <p>PCBを使用していないとする変圧器等の重電機器の中に、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが明らかになり、専門家による「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」を設置した。原因の究明、処理の基本的方向、簡易な測定法等について検討している。</p> <p>「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の改定 PCB廃棄物の収集運搬時の安全性の確保及び効率的な輸送を確保するため、必要な改訂を行った。</p> <p>PCB廃棄物処理基金 中小企業が保管している高圧トランス・コンデンサの処理に要する費用の一部に充てるPCB廃棄物処理基金の造成のため、47都道府県から補助を受けるとともに国自らも予算措置を行った。</p>	<p>PCB廃棄物の拠点の広域処理施設について、北九州、豊田及び東京において施設整備が完了し、処理が開始された。</p>	<p>大阪及び北海道における処理施設の整備、処理の開始</p> <p>低濃度PCB汚染物対策検討委員会 低濃度PCB汚染物の処理の基本的方向の検討</p> <p>広域的な収集運搬システム 安全かつ効率的な収集運搬システムの構築</p> <p>PCB廃棄物処理基金 国・都道府県のみでなく、絶縁油・電気機器メーカー等からの基金出せんを促進</p>

9. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 各府省	<p>法律の着実な施行。</p> <p>グリーン製品・サービスの開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じ、国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直し。</p> <p>グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること(平成19年度末頃まで)</p>	<p>特定調達品目等については、適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、これまで毎年度、基本方針の改定を行っている。</p> <p>平成17年2月8日現在の特定調達品目は17分野201品目。</p> <p>環境物品情報を、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。 制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新を行っている。</p>	<p>基本方針は毎年見直しを行っており、第1回フォローアップ時と比較して品目数が2品目増加し、更に取組が進んだといえる。また、環境ラベル等データベースも毎年追加・更新を行っており、第1回フォローアップ時と比較して更に充実したといえる。</p>	<p>グリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。</p> <p>グリーン購入を促進していくため、環境ラベル等データベース等の更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。</p>

10. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省 (関係府省) 環境省	食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～) バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。	バイオディーゼル燃料の軽油中への添加については、排出ガスに及ぼす影響の観点から平成16年度まで調査を行った結果、酸化能力の高い触媒を装着することが必要であることが分かった。 (2)バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性能及び車両側対応技術等の評価を行うため、平成16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、バイオマス燃料対応自動車の事業計画を策定するとともに、平成16年度末までにバイオディーゼルの要素技術を確立するための調査・検討を行った。	平成15年度調査にて得られた知見を基に中央環境審議会にて審議していただきバイオディーゼル燃料の適切な使用方法について提言された。 また、バイオディーゼルの燃料とする自動車の要素技術を確立するための調査・検討を行っており、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価に向けた進捗が見られる。	バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性能を行うことにより、環境・安全面で満たすべき車両側対応技術等を明確にする。 今後のバイオディーゼル燃料の普及状況等を踏まえ、バイオディーゼル燃料の適切な使用に関して啓発を行い、必要に応じて燃料規定の検討を行う。
国土交通省	FRP船のリサイクルに向けた対策の検討(平成14年度～) FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの早期導入を図る。	平成16年度には、リサイクルシステム事業化に向けた制度面の検討として、リサイクルシステムに必要とされる機能等に関する検討を実施した。	平成15年度までの調査・検討によりリサイクルの基礎的技術を確立することができたことから、現在、事業化に向けた取り組みを進めているところである。	FRP船のリサイクルについては、これまでの調査検討等により、必要な技術を確立し、実行性を確認した。 今後は、リサイクルシステム構築に向け、制度化のために必要な措置等の検討を引き続き進めていく。
国土交通省	建設リサイクル推進計画2002 国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成14年5月に「建設リサイクル推進計画2002」を策定。平成22年度の目標、及び当面平成17年度末までに達成すべき目標を定め、各種施策を実施。	建設副産物の再資源化率等 14年度実績      22年度目標 ・再資源化率 アスファルト・コンクリート塊      99%      98%以上 コンクリート塊      98%      96%以上 建設発生木材      61%      65% ・再資源化・縮減率 建設発生木材      89%      95% 建設汚泥      69%      75% 建設混合廃棄物 対12年度排出量比 対12年度排出量比 31%削減      50%削減 建設廃棄物全体      92%      91% ・利用土砂の建設発生土利用率 建設発生土(全体)      65%      90%	最新のデータが前回と同じであるが、平成17年度に実態調査を実施するため、その成果を踏まえ進捗状況に関する定量的な評価を行う予定。	アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。 建設発生木材 関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。 建設汚泥 建設汚泥再生利用指針検討委員会において、建設汚泥の再生利用の促進に関する検討を行う。 建設混合廃棄物 首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、そのシステムの構築に向けた検討を行う。 建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。

1 1 . 不法投棄・原状回復対策

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>産廃特措法 産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うものである。</p> <p>・廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前(10年6月以前)の不適正処分により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行する。</p> <p>・産廃特措法の適用にあたっては、法に定める基本方針に基づき都道府県等が実施計画を策定し、環境大臣の同意を得なければならない。</p>	<p>平成15年 6月18日 産廃特措法施行 10月3日 産廃特措法に基づく基本方針の策定 12月9日 香川県実施計画に環境大臣同意(香川県豊島事案)</p> <p>以降、平成16年度末までに5事案について、環境大臣が実施計画に同意した。</p>	<p>平成16年度においては、新たに3事案の実施計画に環境大臣が同意するなど、支障除去の推進が図られたと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。</p>	<p>産廃特措法の対象となりうる不適正処理事案の実態等について、基本データを整備するとともに、都道府県等による実施計画の策定について所要の助言を行う。</p>

1 2 . 産業廃棄物の最終処分場の整備

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性						
環境省	<p>毎年、調査により、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。</p> <p>公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>14年度末現在産業廃棄物最終処分場の残余年数(平成17年1月に公表)</p> <table border="1"> <tr> <td>全国</td> <td>4.5年</td> </tr> <tr> <td>首都圏(1都7県)</td> <td>1.7年</td> </tr> <tr> <td>近畿圏(2府5県)</td> <td>3.6年</td> </tr> </table> <p>徐々に改善は図られているものの、特に大都市圏において残存容量が著しく不足している。</p> <p>公共関与最終処分場に対する国庫補助 平成16年度において、3事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して補助。</p>	全国	4.5年	首都圏(1都7県)	1.7年	近畿圏(2府5県)	3.6年	<p>産業廃棄物最終処分場の残余年数は、最終処分量の減少により微増している状況ではあるが、依然としてひっ迫している状況は続いている。</p>	<p>最終処分場容量の確保に努める必要がある。特に大都市圏において、最終処分容量確保策を講じる必要がある。</p> <p>民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p>
全国	4.5年									
首都圏(1都7県)	1.7年									
近畿圏(2府5県)	3.6年									

1 3 . 技術開発

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
内閣府 (関係府省) 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	<p>ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシアティブの実施(14年度～) (目的) 資源消費とゴミ発生が少なく、しかも環境負荷を最小化するような物質循環・低環境負荷型の技術とシステムの開発を行う。</p> <p>(推進体制) 本イニシアティブに、 ・循環型社会創造支援システム開発プログラム ・リサイクル技術・システムプログラム ・循環型設計・生産プログラム ・適正処理処分技術・システムプログラム の4つのプログラムを設定し、各プログラムに各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進する。</p>	<p>イニシアティブ研究会合の開催し各省の研究者と外部有識者による意見交換と情報共有を行った。(15年度:2回、16年度:1回開催)</p> <p>イニシアティブ登録課題について年度毎に課題マップを作成し、平成15年度はそれを盛り込んだ「ゴミゼロ型・資源循環型技術研究の現状」報告書を取りまとめ、平成16年度は「ゴミゼロ社会への挑戦 環境の世紀の知と技術2004」を出版した。</p>	<p>イニシアティブ研究会合を通し、ゴミゼロ型・資源循環型技術研究を俯瞰できるようになったとともに、研究者の相互理解が進んできた。</p>	<p>循環型社会創造支援システム開発プログラムについては一層の取り組みの推進が必要である。</p> <p>具体的には、社会的ゼロエミッションのための産業間リンクに結びつく研究や、生産システム自体を循環型に転換していくための素材技術や設計・製造技術に関する研究開発の充実が課題である。</p>

14. 「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成14年12月27日閣議決定)の実施

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省 (関係府省) 内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。  平成22年目標 ・技術的観点: エネルギー変換効率の向上 等 ・地域的観点: バイオマスを一定割合以上利活用する市町村を500程度構築 ・全国的観点: 廃棄物系バイオマス・炭素量換算で80%以上利活用 等	関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、民間の創意工夫を取り入れるための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を設置。また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。  地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。  ・バイオマスタウン構想の公表(16年度) 第1回公表(平成17年2月10日) 5件 第2回公表(平成17年3月30日) 8件	廃棄物系バイオマスの利用割合の向上  [代替指標] ・家畜排せつ物処理施設整備戸数の増加 16年度実績 29,350戸  ・製材工場等残材を燃料利用する施設における木質系廃材の利用量の増加 16年度実績 9.5万トン	バイオマスの利活用計画の策定、バイオマスの変換・利活用施設等の一体的な整備等、地域の創意工夫に基づく取組を促進。 バイオマスの効率的な収集システムや、植物由来プラスチックの生産コスト低減等のための技術開発等を推進。 未利用バイオマスや資源作物の利活用の取組を積極的に推進。 平成17年度中に、バイオマスの利活用の現状と課題を検証し、必要に応じてバイオマス・ニッポン総合戦略の見直しを実施。

15. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	小売電気事業者(一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者)に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等(風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス)電気を利用することを義務づける法律。 小売電気事業者は、上記の新エネルギー等の中から、経済性の高いものを選んで利用することができる。 (平成15年4月1日に全面施行)	平成16年度の全電気事業者の義務量の合計は36.0億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。 なお、平成16年度中の設備認定件数は、199,027件。	全ての電気事業者が前年度及び本年度とも義務を履行済み。 設備認定件数については前年度141,935件から199,027件に増加。	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、附則第5条において、法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることとされている。  法の評価・検討を行うため、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会RPS法評価検討小委員会において審議いただいて、現在までに、義務量、取引価格、目標期間、義務対象エネルギー等の論点が整理されたところ。18年上半期中に取りまとめる予定。

16. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省	オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じる。	平成16年度におけるフロン回収破壊法の施行状況 第二種特定製品からのフロン回収については、平成17年1月からほぼ同様の枠組で自動車リサイクル法へ移行された。 ・フロン類回収業者等の登録数 (平成17年4月1日現在、ただし、第二種特定製品引取業者については、平成16年12月31日時点) 第一種フロン類回収業者の登録数 26,825 第二種特定製品引取業者の登録数 94,773 第二種フロン類回収業者の登録数 30,006 ・国(経済産業大臣、環境大臣)の許可を受けたフロン類破壊業者数 81 (平成17年4月1日現在) ・特定製品からのフロン回収・破壊量の実績(第二種特定製品からの回収量については平成15年度実績) 第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からのフロン類の回収量 約2,102トン 第二種特定製品(カーエアコン)からのフロン類の回収量 約638トン フロン類破壊業者によるフロン類の破壊量 約2,976トン	フロン類回収業者、破壊業者数は増加している。 第一種特定製品から回収されるべきフロン類は、業界等が推計した量をもとに回収率を推定すると、回収率が約3割にとどまっていると見込まれるため、対策の強化が必要である。 (3)破壊量は、平成15年度の破壊量と比較して約23%の増加となっており、着実に増加している。	京都議定書目標達成計画等に基づく、フロン回収破壊法の着実な施行及び制度改正を含めた抜本的な回収率向上方策の検討。 断熱材に含まれるフロン類の回収及び破壊等に係る調査研究の推進、必要な措置の検討。

17. 静脈物流システムの構築（「総合物流施策大綱（2005 - 2009）：17年11月閣議決定」の実現）

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、リサイクルポートの形成を促進する。 (循環資源国内輸送コスト低減率) 目標値:平成14年度比約1割減(H19年度)	平成15年までに、18港を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行った。 静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。 港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。 民間事業者が行う循環資源取扱施設の整備に対し、低金利の融資により支援する。 民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備を促進する。 (循環資源国内輸送コスト低減率) 平成16年度の実績値は平成14年度比約7%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。 新総合物流施策大綱の見直しを行い、新たに「総合物流施策大綱(2005-2009)」を策定した。	平成15年度実績値は平成14年度比約2%減であり、進展が見られる。	官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成のための支援制度の拡充、国際静脈物流システムの構築を検討していく。

18. 京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行(第1ステップ)

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省 農林水産省 国土交通省 他	温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進するとともに、気候変動枠組条約の目的の達成のため、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く必要がある。これまで、政府は地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日)に基づき、各種対策・施策を推進してきたが、平成17年4月28日に京都議定書目標達成計画が閣議決定され、現在は同計画に基づき、各種対策・施策を政府一体となって推進している。		「地球温暖化対策推進大綱」に盛り込まれた対策・施策を各省が協力して実行してきたことにより、例えばトランナー基準に基づく機器の効率改善など、地球温暖化対策は一定の成果をあげてきたと認識している。また、昨年2月の京都議定書の発効、同大綱の評価・見直しを踏まえた「京都議定書目標達成計画」の策定により、今後さらに地球温暖化対策は進展していくものと見込まれる。	京都議定書目標達成計画に基づき、第1約束期間の前年である2007年度に、計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価し、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずるものとする。  毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等について、対策評価指標も参考にして点検することにより、必要に応じ施策の強化を図る。
	1. エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策	(産業部門) 各業種団体の自主行動計画の実施状況のフォローアップを行うとともに、省エネの取組状況の現地調査を平成15年には3業種、平成16年には5業種の工場について実施。 (民生部門) 平成14年の改正省エネ法により、新築建築物(2,000㎡以上・非住宅)の平成11年省エネ基準適合率は約70%(平成15年度)となった。 (運輸部門) 燃料電池の基盤的技術の開発、実証実験、規制の再点検に向けた調査・検討等を進め、必要な法令改正や基準等の整備を実施した。重量自動車をトランナー対象機器として追加すべく燃費基準の策定に向けた検討を進めるとともに、ガソリン乗用自動車の燃費基準の見直しの方向性等検討を進めた。  RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)の施行、新エネルギー導入を行う地方公共団体、事業者等に対する補助を実施した。		
	2. 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策	目標を事業の量から達成される成果(アウトカム目標)に変更した「廃棄物処理施設整備計画」を策定し、施設整備の推進に努めている。		
	3. 代替フロン等3ガスの排出抑制対策	フロン回収破壊法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、冷媒として機器に充填されたHFCの回収等の取組を進めた。  グリーン購入法の対象品目及びその基準の見直しに際し、断熱材のノンフロン化についての規定を強化した。		
	4. 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発	総合科学技術会議において「地球温暖化研究イニシャティブ」により対策技術の研究開発を推進した。		
	5. 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進	「CO2削減・百万人の環」消灯キャンペーン、温暖化対策型の家電製品・自動車等についての具体的な製品や使い方を掲載した冊子の作成・配布、「環のくらし応援団」と雑誌等による協力等、メディアを通じた温暖化対策の重要性の呼びかけを行った。		
	6. 森林吸収源対策の推進体制の整備	健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、国民参加の森林づくり等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進に取り組んだほか、我が国の吸収量の国内報告・検証体制について検討した。		
	7. 京都メカニズムの活用	事業者が実施する費用対効果の高い技術を導入するクリーン開発メカニズム(CDM)及び共同実施(JI)プロジェクトについて、15年度に引き続き、案件形成のためのフィージビリティスタディー及び事業者に対してプロジェクト費用の一部を支援する事業等を行った。また、国別登録簿の整備等京都メカニズム活用に必要な措置を講じており、これまでの我が国政府による事業承認件数はJI1件、CDM15件(平成16年度未現在)である。		
	8. 地球温暖化対策の国際的連携の確保	COP10(気候変動枠組条約第10回締約国会議)において、将来の行動に向けて、非公式で率直な意見交換を行う「政府専門家セミナー」を2005年5月に開催することが決定された。  気候変動の悪影響への対策である「適応」策について、途上国への資金支援や人材育成支援に加え、5カ年行動計画である「適応策と対応措置に関するプエノスアイレス作業計画」が策定された。		
9. その他	温室効果ガス排出量・吸収量算定のための国内制度の整備、総合科学技術会議の地球温暖化研究イニシャティブのもとの監視・観測体制の強化及び調査研究の推進、その他の施策を推進した。			

# 指標例に係る取組の進捗状況

業種別の最終処分の削減目標・品目別の目標

	府省名	取組の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																																																																																																																																				
	経済産業省	<p>品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容についてガイドラインを整理。</p> <p>また、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>	<p>(1) 指標の達成状況 平成17年10月に産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会において報告された、リサイクルガイドラインに基づく各種指標の達成状況等は以下の通り。</p> <p>&lt;業種別の最終処分量の削減目標&gt; 業種別の目標値(平成10年度比の平成22年度削減割合)</p> <table border="1" data-bbox="783 569 1955 974"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>関係団体等</th> <th>削減率 (H22FYの目標) H10FY比</th> <th>削減率実績 (H15FY) H10FY比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 鉄鋼業</td><td>(社)日本鉄鋼連盟</td><td>50%</td><td>29%</td></tr> <tr><td>2. 紙・パルプ製造業</td><td>日本製紙連合会</td><td>57%</td><td>43%</td></tr> <tr><td>3. 化学工業</td><td>(社)日本化学工業協会</td><td>52%</td><td>54%</td></tr> <tr><td>4. 板ガラス製造業</td><td>板硝子協会</td><td>42%</td><td>73%</td></tr> <tr><td rowspan="2">5. 非鉄金属製造業</td><td>日本鋳業協会</td><td>37%</td><td>37%</td></tr> <tr><td>日本アルミニウム協会</td><td>14%</td><td>50%</td></tr> <tr><td>6. 自動車製造業</td><td>日本自動車工業会</td><td>87%</td><td>78%</td></tr> <tr><td>7. 石油精製業</td><td>石油連盟</td><td>38%</td><td>73%</td></tr> <tr><td>8. ゴム製品製造業</td><td>日本ゴム工業会</td><td>45%</td><td>49%</td></tr> <tr><td>9. ガス業</td><td>日本ガス協会</td><td>25%</td><td>63%</td></tr> </tbody> </table> <p>&lt;品目別の目標値&gt;</p> <table border="1" data-bbox="783 1041 1955 1908"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>設定項目</th> <th>率等</th> <th>目標年</th> <th>実績 (平成16年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10. 紙</td><td>古紙利用率(紙・パルプ製造業)</td><td>60%*</td><td>H17年度</td><td>60.3%</td></tr> <tr><td>11. スチール缶</td><td>リサイクル率</td><td>85%以上</td><td></td><td>87.1%</td></tr> <tr><td rowspan="2">12. アルミ缶</td><td>回収・再資源化率</td><td>85%</td><td>H18年度</td><td>86.1%</td></tr> <tr><td>再生資源利用率</td><td>55%</td><td>H18年度</td><td>52.3%</td></tr> <tr><td rowspan="4">13. プラスチック</td><td>PETボトル(飲料用、しょう油用)のリサイクル率</td><td>80%</td><td>H26年度</td><td>62.3%</td></tr> <tr><td>発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率</td><td>40%</td><td>H17年度</td><td>41.0%</td></tr> <tr><td>農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率</td><td>60%</td><td>H15年以降</td><td>55%(H15年)</td></tr> <tr><td>塩ビ製の管・継手のマテリアルリサイクル率</td><td>70%</td><td>H17年度</td><td>56.1%</td></tr> <tr><td rowspan="3">14. 自動車</td><td>新型車のリサイクル可能率</td><td>90%以上</td><td>H14年度以降</td><td>定量的絶対評価が難しく、各製造事業者が独自の指標として表示</td></tr> <tr><td>新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)</td><td>H8年の概ね1/10</td><td>H18年以降</td><td>04年市場投入全24モデル中17モデルで達成済</td></tr> <tr><td>使用済自動車のリサイクル率</td><td>85%以上 95%以上</td><td>H14年以降 H27年以降</td><td>84%~86%程度と推計される -</td></tr> <tr><td rowspan="3">15. オートバイ</td><td>新型車のリサイクル可能率</td><td>90%以上</td><td>H14年以降</td><td>04年市場投入全17モデルで90%以上を達成</td></tr> <tr><td>新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)</td><td>60kg以下(210kg車重量)</td><td>H18年以降</td><td>04年市場投入新型全17モデルで達成</td></tr> <tr><td>使用済オートバイのリサイクル率</td><td>85%以上 95%以上</td><td>H14年以降 H27年以降</td><td>-</td></tr> <tr><td>16. タイヤ</td><td>リサイクル率</td><td>90%</td><td>H17年</td><td>88%</td></tr> <tr><td rowspan="4">17. 家電製品</td><td>エアコンの再商品化率</td><td>60%以上*</td><td>H13年度</td><td>82%</td></tr> <tr><td>テレビの再商品化率</td><td>55%以上*</td><td>H13年度</td><td>81%</td></tr> <tr><td>冷蔵庫の再商品化率</td><td>50%以上*</td><td>H13年度</td><td>64%</td></tr> <tr><td>洗濯機の再商品化率</td><td>50%以上*</td><td>H13年度</td><td>68%</td></tr> </tbody> </table>	業種	関係団体等	削減率 (H22FYの目標) H10FY比	削減率実績 (H15FY) H10FY比	1. 鉄鋼業	(社)日本鉄鋼連盟	50%	29%	2. 紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	57%	43%	3. 化学工業	(社)日本化学工業協会	52%	54%	4. 板ガラス製造業	板硝子協会	42%	73%	5. 非鉄金属製造業	日本鋳業協会	37%	37%	日本アルミニウム協会	14%	50%	6. 自動車製造業	日本自動車工業会	87%	78%	7. 石油精製業	石油連盟	38%	73%	8. ゴム製品製造業	日本ゴム工業会	45%	49%	9. ガス業	日本ガス協会	25%	63%	品目	設定項目	率等	目標年	実績 (平成16年度)	10. 紙	古紙利用率(紙・パルプ製造業)	60%*	H17年度	60.3%	11. スチール缶	リサイクル率	85%以上		87.1%	12. アルミ缶	回収・再資源化率	85%	H18年度	86.1%	再生資源利用率	55%	H18年度	52.3%	13. プラスチック	PETボトル(飲料用、しょう油用)のリサイクル率	80%	H26年度	62.3%	発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率	40%	H17年度	41.0%	農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率	60%	H15年以降	55%(H15年)	塩ビ製の管・継手のマテリアルリサイクル率	70%	H17年度	56.1%	14. 自動車	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年度以降	定量的絶対評価が難しく、各製造事業者が独自の指標として表示	新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	H8年の概ね1/10	H18年以降	04年市場投入全24モデル中17モデルで達成済	使用済自動車のリサイクル率	85%以上 95%以上	H14年以降 H27年以降	84%~86%程度と推計される -	15. オートバイ	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年以降	04年市場投入全17モデルで90%以上を達成	新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	60kg以下(210kg車重量)	H18年以降	04年市場投入新型全17モデルで達成	使用済オートバイのリサイクル率	85%以上 95%以上	H14年以降 H27年以降	-	16. タイヤ	リサイクル率	90%	H17年	88%	17. 家電製品	エアコンの再商品化率	60%以上*	H13年度	82%	テレビの再商品化率	55%以上*	H13年度	81%	冷蔵庫の再商品化率	50%以上*	H13年度	64%	洗濯機の再商品化率	50%以上*	H13年度	68%	<p>平成16年度のガイドラインのフォローアップにより3R対策の進捗状況と今後行う予定の事項について行った点検結果、またその後1年間の取組の進捗状況を踏まえて、平成17年度のガイドラインについて改定、フォローアップを行い、各品目・各業種において、新たな目標の設定、環境配慮設計など、事業者が取り組むべき内容について整理することができた。</p>	<p>年1回ガイドラインのフォローアップを審議会において報告、2年に1回ガイドラインの見直しを行うことにより、常に目標の達成状況を管理し、新たな目標の設定について検討している。</p> <p>目標値を前倒しで達成した場合には新たな目標値の設定を検討するなど、社会状況の変化にあわせて、様々な事業に取り組んでいる。</p> <p>今後も、フォローアップを行うとともに、新規品目や新規業種を取り込んでいくなど、一層の事業者の自主的取組を求めていく。</p>
業種	関係団体等	削減率 (H22FYの目標) H10FY比	削減率実績 (H15FY) H10FY比																																																																																																																																						
1. 鉄鋼業	(社)日本鉄鋼連盟	50%	29%																																																																																																																																						
2. 紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	57%	43%																																																																																																																																						
3. 化学工業	(社)日本化学工業協会	52%	54%																																																																																																																																						
4. 板ガラス製造業	板硝子協会	42%	73%																																																																																																																																						
5. 非鉄金属製造業	日本鋳業協会	37%	37%																																																																																																																																						
	日本アルミニウム協会	14%	50%																																																																																																																																						
6. 自動車製造業	日本自動車工業会	87%	78%																																																																																																																																						
7. 石油精製業	石油連盟	38%	73%																																																																																																																																						
8. ゴム製品製造業	日本ゴム工業会	45%	49%																																																																																																																																						
9. ガス業	日本ガス協会	25%	63%																																																																																																																																						
品目	設定項目	率等	目標年	実績 (平成16年度)																																																																																																																																					
10. 紙	古紙利用率(紙・パルプ製造業)	60%*	H17年度	60.3%																																																																																																																																					
11. スチール缶	リサイクル率	85%以上		87.1%																																																																																																																																					
12. アルミ缶	回収・再資源化率	85%	H18年度	86.1%																																																																																																																																					
	再生資源利用率	55%	H18年度	52.3%																																																																																																																																					
13. プラスチック	PETボトル(飲料用、しょう油用)のリサイクル率	80%	H26年度	62.3%																																																																																																																																					
	発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率	40%	H17年度	41.0%																																																																																																																																					
	農業用塩化ビニルフィルムのリサイクル率	60%	H15年以降	55%(H15年)																																																																																																																																					
	塩ビ製の管・継手のマテリアルリサイクル率	70%	H17年度	56.1%																																																																																																																																					
14. 自動車	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年度以降	定量的絶対評価が難しく、各製造事業者が独自の指標として表示																																																																																																																																					
	新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	H8年の概ね1/10	H18年以降	04年市場投入全24モデル中17モデルで達成済																																																																																																																																					
	使用済自動車のリサイクル率	85%以上 95%以上	H14年以降 H27年以降	84%~86%程度と推計される -																																																																																																																																					
15. オートバイ	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年以降	04年市場投入全17モデルで90%以上を達成																																																																																																																																					
	新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	60kg以下(210kg車重量)	H18年以降	04年市場投入新型全17モデルで達成																																																																																																																																					
	使用済オートバイのリサイクル率	85%以上 95%以上	H14年以降 H27年以降	-																																																																																																																																					
16. タイヤ	リサイクル率	90%	H17年	88%																																																																																																																																					
17. 家電製品	エアコンの再商品化率	60%以上*	H13年度	82%																																																																																																																																					
	テレビの再商品化率	55%以上*	H13年度	81%																																																																																																																																					
	冷蔵庫の再商品化率	50%以上*	H13年度	64%																																																																																																																																					
	洗濯機の再商品化率	50%以上*	H13年度	68%																																																																																																																																					

18. 小型二次電池	小型制御弁式鉛蓄電池の再資源化率	50%*	H13年度	50%
	ニッケル水素電池の再資源化率	55%*	H13年度	77.0%
	リチウム二次電池の再資源化率	30%*	H13年度	61.0%
	ニカド電池の再資源化率	60%*	H13年度	74.0%
19. 消火器	回収率	60%	H16年	44%
20. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	デスクトップ型パソコン本体の再資源化率	50%*	H15年度	76.8%
	ノートブック型パソコンの再資源化率	20%*	H15年度	55.8%
	CRTディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	75.6%
	LCDディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	65.4%
	デスクトップ型パソコン(CRTを含む)の資源再利用率	60%	H17年度	76.0%

(2) 新たな目標の設定

平成17年度の改定、フォローアップにおいて、一部の製品・業界においては、目標値の改定を実施

< 業種別の最終処分量の削減改定目標 >

業種別の改定目標値(平成10年度比の平成22年度削減割合)

品目・業種	関係団体等	従来目標	新たに設定した目標
非鉄金属製造業	日本伸銅協会	61%	76%
	日本電線工業会	40%	50%
電気事業	電気事業連合会	16%	15%(最終処分率)
電子・電気機器製造業	電子・電気等4団体	21%(H10FY比)	5%(H15FY比)
石炭鉱業	石炭エネルギーセンター	79%	80%以上

< 品目別の改定目標値 >

品目・業種	設定項目	従来目標		新たに設定した目標	
		率等	目標年	率等	目標年
ガラスびん	カレット利用率	85%	H17年度	90%	H22年度
ぱちんこ遊技機	マテリアルリサイクル率	55%	H17年	75%	H19年

特定家庭用機器廃棄物の再商品化を実施すべき量に関する基準

府省名	取組の概要	進 捗 状 況	第 1 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省 環境省	一般家庭や事業者から排出された廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。	再商品化実績 種類 再商品化率*1 H14年度 H15年度 H16年度 エアコン 60%以上 78% 81% 82% テレビ 55%以上 75% 78% 81% 冷蔵庫及び冷凍庫*2 50%以上 61% 63% 64% 洗濯機 50%以上 60% 65% 68% *1 再商品化を実施すべき量(総重量に対する割合) *2 冷凍庫はH16年度から追加	再商品化実績は法定基準を大きく上回り、再商品化の取組の進捗状況は概ね良好であると考えられる。	家電リサイクル法は、附則第3条において「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされており、これを踏まえ、評価・検討を行う。

食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標

府省名	取組の概要	進 捗 状 況	第 1 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	食品リサイクル法に規定する目標(個々の食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20パーセントまでに向上。)を実現するため、セミナーの開催、パンフレットの配布等による法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図る。	食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成16年度実績) 食品製造業 72% 食品卸売業 41% 食品小売業 28% 外食産業 17% 食品産業合計 45%	再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。	食品リサイクル法は、附則第2条において「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされている。 食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等を平成18年度末までに実施。

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標

府省名	取組の概要	進 捗 状 況	第 1 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	平成22年度における特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)の再資源化等率を95%とする。 特に、国の直轄事業においては、特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。	<特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化等率> ・コンクリート塊 98% (H14) ・建設発生木材 89% (H14) ・アスファルト・コンクリート塊 99% (H14)  <特定建設資材廃棄物(国の直轄事業)の再資源化等率> ・コンクリート塊 97% (H14) ・建設発生木材 89% (H14) ・アスファルト・コンクリート塊 99.5% (H14)	最新のデータが前回と同じであるが、平成17年度に実態調査を実施するため、その成果を踏まえ進捗状況に関する定量的な評価を行う予定。	・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。 ・建設発生木材 関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。

建設リサイクル推進計画の目標

	府省名	取組の概要	進 捗 状 況	第 1 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																																				
	国土交通省	<p>建設リサイクル推進計画 2002</p> <p>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成14年5月に「建設リサイクル推進計画2002」を策定。平成22年度の目標を定め、各種施策を実施。</p> <table border="1" data-bbox="421 541 1115 1205"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度目標</th> <th>22年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>&lt;再資源化率&gt;</b></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>96%以上</td> <td>96%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>60%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>&lt;再資源化・縮減率&gt;</b></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>90%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>60%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>対12年度排出量比 25%削減</td> <td>対12年度排出量比 50%削減</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>88%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><b>&lt;利用土砂の建設発生土利用率&gt;</b></td> </tr> <tr> <td>建設発生土(全体)</td> <td>75%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		17年度目標	22年度目標	<b>&lt;再資源化率&gt;</b>			アスファルト・コンクリート塊	98%以上	98%以上	コンクリート塊	96%以上	96%以上	建設発生木材	60%	65%	<b>&lt;再資源化・縮減率&gt;</b>			建設発生木材	90%	95%	建設汚泥	60%	75%	建設混合廃棄物	対12年度排出量比 25%削減	対12年度排出量比 50%削減	建設廃棄物全体	88%	91%	<b>&lt;利用土砂の建設発生土利用率&gt;</b>			建設発生土(全体)	75%	90%	<p>&lt;再資源化率&gt; (H14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト・コンクリート塊 99%</li> <li>・コンクリート塊 98%</li> <li>・建設発生木材 61%</li> </ul> <p>&lt;再資源化・縮減率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生木材 89%</li> <li>・建設汚泥 69%</li> <li>・建設混合廃棄物 H12排出量に対して31%削減</li> <li>・建設廃棄物全体 92%</li> </ul> <p>&lt;利用土砂の建設発生土利用率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土 65%</li> </ul>	<p>最新のデータが前回と同じであるが、平成17年度に実態調査を実施するため、その成果を踏まえ進捗状況に関する定量的な評価を行う予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。</li> <li>・建設発生木材 関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。</li> <li>・建設汚泥 関係省庁、関係業団体等で構成する建設汚泥再生利用指針検討委員会において、建設汚泥の再生利用の促進に関する検討を行う。</li> <li>・建設混合廃棄物 首都圏を対象に関係省庁、関係地方公共団体、関係業団体等で構成する首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、本システムの構築に向けた検討を行う。</li> <li>・建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。</li> </ul>
	17年度目標	22年度目標																																							
<b>&lt;再資源化率&gt;</b>																																									
アスファルト・コンクリート塊	98%以上	98%以上																																							
コンクリート塊	96%以上	96%以上																																							
建設発生木材	60%	65%																																							
<b>&lt;再資源化・縮減率&gt;</b>																																									
建設発生木材	90%	95%																																							
建設汚泥	60%	75%																																							
建設混合廃棄物	対12年度排出量比 25%削減	対12年度排出量比 50%削減																																							
建設廃棄物全体	88%	91%																																							
<b>&lt;利用土砂の建設発生土利用率&gt;</b>																																									
建設発生土(全体)	75%	90%																																							